

FAOによるプラスチック自主ガイドライン(VCoC)

- FAOは、**農林水産分野での持続可能なプラスチック使用に係る自主ガイドライン** (Voluntary Code of Conduct on the sustainable use of plastics in agriculture (**VCoC**)) を策定。
- 2024年10月の第29回FAO農業委員会において、**各国関係者による活用推奨**を決議。
- 我が国からも農林水産省が専門家とともにVCoCの策定作業に積極的に参画。

VCoCの目的・適用範囲

- 政府及び全ての利害関係者に対し、農林水産分野におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する一連の指針を与える文書。
法的拘束力はない。
- 各国の置かれた異なる状況や、政策的優先事項、技術的・経済的・環境的な利益とトレードオフ等を考慮。
- 農業・畜産業・林業・養殖業・漁業の生産現場(on-farm)におけるプラスチックとその代替品が適用範囲。
(※流通・小売など下流で使用される食品包装は対象外。)

農業生産に関連する主な条項

* () 内の番号はVCoCにおける該当条項

①農業由来廃プラスチックの排出抑制

- 環境汚染につながりにくい農業用プラスチック製品の設計や代替品の研究開発、イノベーションの推進 (4.3.4, 4.6.1)
- 可能な場合、マルチやその他の使い捨て製品におけるポリ塩化ビニルの使用抑制と代替品への段階的な置き換え (5.1.2)
- 持続可能な農業慣行、代替品に関する関係者の啓発、情報共有 (4.7.1)

③被覆肥料の被膜殻の流出防止や排出抑制

- 環境汚染につながりにくい農業用プラスチック製品の設計や代替品の研究開発、イノベーションの推進 (4.3.4, 4.6.1)
- 商業的に利用可能な代替品がある場合、ポリマー被覆肥料及び種子の使用抑制と生分解性代替品への段階的な置き換え (5.1.2)
- 持続可能な農業慣行、代替品に関する関係者の啓発、情報共有 (4.7.1)

②農業由来廃プラスチックの適正処理と資源循環

- 関係者によるプラスチック廃棄物の適切な回収、保管、廃棄に係る計画の策定と参加 (5.4.1)
- 廃棄物の効率的かつ持続可能な回収、リサイクルに係る革新的技術の研究開発、イノベーションの推進 (4.6.3, 4.6.4)
- 農業用プラスチック製品の適正使用、廃棄に関する関係者の啓発、情報共有 (4.7.1)

○海外事例・制度の情報収集(VCoC記載の奨励事項)

- 製造業者による拡大生産者責任(EPR)制度の遵守 (5.5.3)
- デポジット制度の検討 (4.4.1)
- 農業用プラスチック製品の認証、ラベル・ロゴ、トレーサビリティ体系の検討 (5.3.1)

※逸失漁具対策も推奨事項として記載(5.5.1)